

參考資料

松阪市の男女共同参画をすすめる条例（平成17年1月1日 条例第147号）

すべての人が生き生きと暮らしていくためには、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしく伸びやかに生きることのできる社会を実現することが必要です。

松阪市は、男女がともに輝く社会を目指し、さまざまな施策を積極的に推進してきました。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残っており、女性と男性が対等に参画するには、なお一層の努力が求められています。

そこで、すべての市民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すとともに、人と人が豊かにつながりけるような、誇りある人間都市松阪を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに市民、事業者及び松阪市（以下「市」といいます。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会をつくることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- （1）男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画し、ともに責任を担うことをいいます。
- （2）事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人その他団体をいいます。
- （3）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、次のことを基本理念として男女共同参画を推進します。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。
- （2）性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度、慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- （3）男女が社会の対等な構成員として、市、企業、団体等の政策、方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保すること。
- （4）男女が相互の協力及び社会の支援を受けながら、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域等における活動とが両立して行えるようにすること。
- （5）国際社会における男女共同参画推進の取組みに対し、協調し連携すること。

（市民の役割）

第4条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、男女共同参画社会についての理解を深め、事業活動に関して男女が対等に参画する機会を確保し、仕事と家庭その他の活動を両立して行うことができる職場環境づくりの整備に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

（市の役割）

第6条 市は、男女共同参画社会を実現するため、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、前項の施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な予算上の措置を講ずるように努めるものとします。
- 3 市は、施策の推進に当たり、市民及び事業者と相互に連携と協力を図るように努めるものとします。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる場において、次に掲げる行為によりお互いの人権を損なってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 相手の意に反した性的な性質の言動
- (3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他啓発に努めるものとします。

(情報の表示に関する留意)

第8条 すべての人は、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現その他不必要な性的表現を行わないように努めなければなりません。

2 市民、事業者及び市は協力して、前項の表現を行ったものに対して、改善するよう求めることができるものとします。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定するものとします。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第12条に規定する松阪市男女共同参画審議会の意見を聴取するものとします。

4 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、理解と協力を促すものとします。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年施策の実施状況等を松阪市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民及び事業者等に周知するものとします。

(苦情及び相談窓口の設置)

第11条 市は、男女共同参画社会の実現を阻害する問題を処理するため、相談窓口を置き、他の関係機関等と連携をとり、相談者に対し、必要な支援を行うなど適切に対応するものとします。

(審議会の設置)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、松阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、調査審議するものとします。

- (1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織し、委員の一部は市民の中から公募します。

5 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないようにしなければなりません。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、再任することができます。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行します。

男女共同参画都市宣言

女（ひと）と男（ひと）ともに輝く松阪宣言

男女が 性別にとらわれず 世代を超え

よろこびも 責任も 分かちあい

さまざまな分野に参画し

互いの個性や能力が光り輝く

誇りと美しさを備えた交流都市 松阪をめざして

わたしたちは ここに「男女共同参画都市」

を宣言します。

平成17年12月22日

松阪市男女共同参画審議会規則（平成17年1月1日 規則第139号）

改正 平成18年3月31日 規則第41号
同 26年3月31日 同 第38号
同 29年3月23日 同 第11号

（趣旨）

第1条 この規則は、松阪市の男女共同参画をすすめる条例（平成17年松阪市条例第147号。以下「条例」といいます。）の規定に基づき、松阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとします。

（委員）

第2条 審議会の委員は、20人以内とし次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- （1）学識経験者
- （2）各種団体の関係者
- （3）公募による市民

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならなければならないようにしなければなりません。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。
- 3 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。
- 4 委員に欠員を生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とします。

（所掌事項）

第3条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ調査審議するものとします。

- （1）条例第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

（会議）

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その会議の議長となります。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 4 会長は、必要があるときは会議へ委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができます。
- 5 審議会の会議は、公開とします。ただし、必要と認めるときは、会長が出席委員の意見を聴き、理由を付して非公開とすることができます。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、環境生活部人権・男女共同参画課において処理します。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給します。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行します。

附 則（平成18年3月31日 規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 規則第38号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日 規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

松阪市男女共同参画審議会委員名簿

任期 自 令和元年9月2日

至 同 3年9月1日

役職	氏名	所属団体等
会長	久保敦子	元三重県男女共同参画推進委員
副会長	松本隆史	(社)松阪地区医師会
	青木栄子	松阪人権擁護委員協議会
	浅沼繁典	松阪市PTA連合会 (R1.9.2~R2.7.2)
	服部美由紀	松阪市PTA連合会 (R2.7.3~R3.9.1)
	岩田由美子	三重県農村女性アドバイザー
	植村知恵子	公募市民
	奥田寛幸	連合三重松阪多気地域協議会 (R2.3.27~R3.9.1)
	川口達也	(社)松阪青年会議所 (R1.9.2~R2.3.26)
	北村元嗣	(社)松阪青年会議所 (R2.3.27~R3.1.12)
	北村浩文	(社)松阪青年会議所 (R3.1.13~R3.9.1)
	北村真寿美	松阪市男女共同参画に関する団体
	木野本和之	松阪市小中学校長会
	向坂文一	飯高地域振興局推薦
	小林秀則	学識経験者
	柴田実	公募市民
	鈴木久美子	元三重県男女共同参画推進委員
	田上勝典	松阪市自治会連合会
	中村文恵	松阪市男女共同参画に関する団体
	西山聡	松阪公共職業安定所 (R1.9.2~R2.7.2)
	草野貴伸	松阪公共職業安定所 (R2.7.3~R3.9.1)
	前田宏実	公募市民
	南泰代	公募市民

審議会等の委員への男女共同参画推進要綱（平成 17 年 1 月 1 日 告示第 183-18 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市において男女共同参画社会の実現のために、市民の意見を反映させる市の審議会等へ女性の積極的な登用を推進することを目的とする。

（対象の審議会等）

第 2 条 この要綱において審議会等とは、次のものをいう。

- （1） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）で定められている委員会、審議会
- （2） 附属機関（法律及び条例で定められるもの）
- （3） その他、規則、要綱で定められるもの

（目標）

第 3 条 審議会等委員の女性比率は、平成 32 年度まで 35%とすることに努める。

2 女性委員の登用のない審議会等は、委員改選の際に解消を図る。

3 目標を達成した審議会等は、さらに男女の登用比率の均衡に努める。

（委員選出のための具体的な対応）

第 4 条 審議会等を所管する部課局室長（以下「各所属長」という。）は、審議会等委員に女性を積極的に登用するものとし、次に掲げることに取り組む。

- （1） 条例、要綱等の見直しを行い、柔軟な対応をする。
- （2） 選出団体の固定化を避ける。
- （3） 団体へ推薦を依頼する場合は、団体の長に限るなどの慣行を再検討し、適任の女性の選出を依頼する。
- （4） 新設の委員会等は、女性委員の参加を促す。
- （5） 特別な理由がない限り、極力兼任を避ける。

（選任状況の報告）

第 5 条 各所属長は、毎年 4 月 1 日現在及び 3 月 31 日現在の女性委員の選任状況を松阪市環境生活部長（以下「環境生活部長」という。）に報告するものとする。

（事前協議）

第 6 条 各所属長は、審議会等委員の選任にあたっては、人権・男女共同参画課長に事前協議を行う。

2 人権・男女共同参画課長は、各所属長に対して、女性の人材情報の提供に努めるものとする。

（公表）

第 7 条 環境生活部長は、審議会等の女性委員の登用状況について、必要に応じて随時公表するものとする。

附 則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日 松阪市告示第 47 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日 松阪市告示第 36 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 松阪市告示第 74 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 松阪市告示第 187 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日 松阪市告示第 77 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

松阪市男女共同参画施策推進委員会設置要綱（平成 17 年 1 月 1 日 告示第 183-19 号）

（設置）

第 1 条 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、松阪市男女共同参画施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）男女共同参画施策の総合的な推進に関すること。
- （2）関係部門相互の連絡調整に関すること。
- （3）その他必要と認める事項。

（組織）

第 3 条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者及び委員長が指名した者をもって充てる。

（職務）

第 4 条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長の職にある者がその職務を代理する。
- 3 委員は、議案を審議し、推進委員会の決定事項をそれぞれの部署において推進する。

（会議）

第 5 条 委員長は、推進委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（ワーキング・グループ等）

第 6 条 推進委員会は、特定の事項を調査、検討させるため、必要があるときは、ワーキング・グループ等を置くことができる。

- 2 ワーキング・グループ等は、委員長が指名する職員をもって組織する。

（事務局）

第 7 条 推進委員会の事務局は、環境生活部人権・男女共同参画課に置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 3 日 告示第 291 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日 告示第 48 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 18 日 告示第 271 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 告示第 74 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 20 日 告示第 175 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 7 日 告示第 162 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 告示第 130 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 27 日 告示第 282 号）

この告示は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 29 日 告示第 166 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 告示第 75 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 告示第 122 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 告示第 186 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 16 日 告示第 76 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日 告示第 41 号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

（委員）秘書広報課長
地域づくり連携課長
職員課長
防災対策課長
環境課長
健康づくり課長
介護保険課長
高齢者支援課長
地域福祉課長
障がい福祉課長
こども支援課長
こども未来課長
保護課長
農水振興課長
商工政策課長
観光交流課長
学校支援課長
生涯学習課長
子ども発達総合支援センター所長
嬉野地域振興局地域振興課長
三雲地域振興局地域振興課長
飯南地域振興局地域振興課長
飯高地域振興局地域振興課長
女性課長級職員

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及

び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日 法律第 14 号
令和元年 6 月 5 日 同 第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が

300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

- 第18条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関

する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施

するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

- 2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日
- 二及び三 略
- 四 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第 10 項第五号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者

等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 38 条第 3 項の改正規定（「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び第 51 条の項及び第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日
- 二 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

男女共同参画に関するあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
1975年 (昭和50年)	◆国際婦人年(目標：平等、発展、平和) ◆国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	◆婦人問題企画推進本部設置 ◆婦人問題企画推進会議開催		
1976年 (昭和51年)	◆「国連婦人の十年」(~1985年)			
1977年 (昭和52年)		◆「国内行動計画」策定 ◆「国立女性教育会館」設置	◆「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1979年 (昭和54年)	◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		◆「三重県婦人対策の方向」(県内行動計画)策定	
1980年 (昭和55年)	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ◆「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
1981年 (昭和56年)		◆「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985年 (昭和60年)	◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「国籍法」改正施行 ◆「男女雇用機会均等法」公布 ◆「女子差別撤廃条約」批准		
1987年 (昭和62年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	◆国連婦人の地位委員会拡大会期(ウィーン)開催 ◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		◆「育児休業法」公布		(旧松阪市) ◆「働く婦人の家」に婦人問題担当窓口設置
1992年 (平成4年)				◆松阪市女性問題懇話会設置
1993年 (平成5年)				◆「女性問題に関する意識調査」実施
1994年 (平成6年)		◆男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	◆三重県女性センター開館	
1995年 (平成7年)	◆第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	◆「みえの男女共同参画推進プランーアイリスプラン21」策定(第3次)	◆「松阪市女性行動計画」策定 ◆松阪市女性行動計画推進会議設置
1996年 (平成8年)		◆男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ◆「男女共同参画2000年プラン」策定		

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
1997年 (平成9年)		◆男女共同参画審議会設置(法律) ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「介護保険法」公布		◆企画調整部企画課に女性係設置
1998年 (平成10年)			◆アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置	◆「女性問題に関する意識・実態調査」実施
1999年 (平成11年)		◆「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ◆「食料・農業・農村基本法」公布、施行	◆男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」	◆松阪市女性施策推進連絡会議設置
2000年 (平成12年)	◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画」閣議決定	◆三重県男女共同参画推進懇話会から提言 ◆「三重県男女共同参画推進条例」公布(H13.1.1施行) ◆「日本女性会議2000津」開催	
2001年 (平成13年)		◆男女共同参画会議設置 ◆男女共同参画局設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ◆第1回男女共同参画週間 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	◆三重県男女共同参画審議会設置 ◆「三重県女性センター」を「三重県男女共同参画センター」に改称	◆企画調整部に男女共同参画室設置 ◆松阪市男女共同参画推進会議設置 ◆松阪市男女共同参画施策連絡会議設置 ◆「松阪市男女共同参画プラン」提言
2002年 (平成14年)		◆アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	◆「三重県男女共同参画基本計画」策定 ◆「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定	◆「松阪市男女共同参画プラン」策定 ◆市民生活部男女共同参画室に組織変更 ◆松阪市男女共同参画推進条例検討委員会設置 ◆「まつさか女性議会2002」開催
2003年 (平成15年)		◆「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ◆「少子化社会対策基本法」公布、施行 ◆女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	◆男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言(初回) ◆男女共同参画年次報告作成(初年)	◆「男女共同参画都市」宣言 ◆「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」制定 ◆松阪市男女共同参画審議会設置 ◆松阪市男女共同参画施策推進委員会設置
2004年 (平成16年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005年 (平成17年)	◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	◆「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定 ◆「三重県次世代育成支援行動計画」策定	新「松阪市」誕生 ◆生活環境部男女共同参画室に組織変更 ◆「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」制定 ◆「男女共同参画都市」宣言

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 ◆生活部男女共同参画室に組織変更
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」策定 ◆みえチャレンジプラザ開設 ◆「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性の参画加速プログラム」決定 		
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児・介護休業法」改正 ◆女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第2次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画に関する事業所アンケート」実施
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆APEC 第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◆「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第二期三重県次世代育成支援行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ◆「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 ◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第3次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定 	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) ◆「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」策定(「女性活躍推進」を成長戦略の中核に位置づけ) 		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」策定(女性の更なる活躍促進) ◆女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定 ◆輝く女性応援会議 in 三重開催 ◆女性の活躍推進三重県会議設立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境生活部人権・男女共同参画推進課男女共同参画室に組織変更 ◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
2015 年 (平成 27 年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ◆第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ◆「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ◆「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性の活躍推進三重県会議 1 周年記念大会開催 	
2016 年 (平成 28 年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等改正 ◆G7 伊勢・志摩サミット開催「女性の能力開花のための G 7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 ◆「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2017 年 (平成 29 年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定 ◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第 5 次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境生活部人権・男女共同参画課男女共同参画係に組織変更
2018 年 (平成 30 年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ◆「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定 		
2019 年 (平成 31 年) (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 		
2020 年 (令和 2 年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+25」記念会合(第 64 回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2021 年 (令和 3 年)				<ul style="list-style-type: none"> ◆「松阪市男女共同参画プラン」改定



松阪市男女共同参画
シンボルマーク

策定の経過

年月日	内 容
平成 31 年(2019) 3 月 22 日	平成 30 年度第 2 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画に関する市民意識調査について
令和元年(2019) 8 月 27 日	令和元年度第 1 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画に関する市民意識調査について
令和 2 年(2020) 2 月 4 日～ 2 月 21 日	松阪市男女共同参画プラン策定にかかる市民意識調査の実施
3 月 27 日	令和元年度第 2 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画に関する市民意識調査結果について
5 月 18 日	令和 2 年度第 1 回男女共同参画施策推進委員会（書面開催） ・松阪市男女共同参画プラン（素案）について
7 月 3 日	令和 2 年度第 1 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン（素案）について
7 月 20 日	令和 2 年度第 2 回男女共同参画施策推進委員会（書面開催） ・松阪市男女共同参画プラン（中間案）について
9 月 7 日	令和 2 年度第 2 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン（中間案）について
9 月 23 日～ 10 月 16 日	パブリックコメントの実施
11 月 20 日	令和 2 年度第 3 回男女共同参画施策推進委員会（書面開催） ・パブリックコメントの報告 ・松阪市男女共同参画プラン（最終案）について
令和 3 年(2021) 1 月 13 日	令和 2 年度第 3 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン（最終案）について
2 月 22 日	男女共同参画審議会から松阪市男女共同参画プランについての答申

用語説明

- * 1 アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見） P8
「無意識の偏見」「無意識の思い込み」。性別や年齢などによる偏見など、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り・思い込みを表します。
- * 2 性的指向・性自認（S O G I）（ソジ） P8
性的指向（**S**exual **O**rientation：好きになる相手、性的対象が誰(同性・異性・両性)であるか。）と性自認（**G**ender **I**dentify：自分の性別をどう認識するか。）の頭文字をとった総称。性のあり方は、性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせにより形作られ、一人ひとり違い、多様です。多様な性をより包含できる言葉として全ての人に当てはまる「S O G I」という言葉が使われるようになってきています。
- * 3 キャリア教育 P10
一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（経験）発達を促す教育のこと。
- * 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） P15
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
- * 5 ダブルケア世帯 P20
育児と介護などを同時に行う世帯のこと。
- * 6 ファミリーサポートセンター P20
子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて子育てのお手伝いができる人（援助会員）を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的にお子さんを預かる会員組織。
- * 7 L G B T P25
レズビアン（**L**esbian：女性同性愛者）、ゲイ（**G**ay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（**B**isexual：両性愛者）、トランスジェンダー（**T**ransgender：出生届・戸籍上の性別とは違う性別で生きる人、生きたい人）の頭文字をとって組み合わせた総称語。単語で、性的マイノリティー（性的少数者）の総称のひとつ。
- * 8 E P D S（エジンバラ産後うつ病質問票） P26
産後うつ病のスクリーニング（選別検査）を目的とした自己記入式質問票です。活用することにより、産後の母親に対して効果的な支援を行うことができます。

* 9 松阪版ネウボラ P27

フィンランド語で「相談・助言の場」という意味で、フィンランドでは子育て家族の支援制度で地域におけるワンストップ拠点を「ネウボラ」と呼んでいる。「松阪版ネウボラ」では、健やかな子育てができるように関係各課が連携し、妊娠・出産・子育て期の途切れない支援をめざしています。

* 10 ドメスティック・バイオレンス（DV） P30

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者からの身体的・精神的・性的・経済的な暴力。

* 11 デートDV P30

交際中のカップル間に起こるDVのこと。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。

* 12 セクシュアル・ハラスメント P30

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。

* 13 認知症サポーター P33

認知症サポーター養成講座を受けていただいた方で、認知症についての基本的な知識を持ち、認知症の方やその家族の身近な理解者として、また見守りの担い手として活躍する方のこと。

* 14 虐待防止ネットワーク P34

虐待の早期発見と予防、支援のための各関係機関のネットワークのこと。

松阪市男女共同参画プラン

発行年月 令和3年3月

発行 松阪市環境生活部人権・男女共同参画課
(令和3年4月1日から、課の名称を「人権・多様性社会課」に変更)

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL:0598-53-4339 FAX :0598-26-4035

E-mail : jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp